

介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要な人や介護する家族の負担を社会全体で支えることを目的に始まった制度で、65歳以上の人と40歳から64歳までの医療保険加入者は介護保険に加入することになります。65歳以上の人で介護が必要と認定された場合、または40歳から64歳までの医療保険加入者で介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合は、介護保険のサービスを受けることができます。

◎問い合わせ先 高齢福祉課介護保険係 (☎ 82-1172)

介護保険料の用途

介護保険料は、介護保険に加入する人に納付の義務があり、40歳から64歳までの医療保険加入者には医療保険の保険料に介護保険料が含まれています。納付された介護保険料は、制度運営のために活用しています。具体的には、介護サービスを受けたときの費用は利用者本人が1割(所得要件等によっては2割)を負担し、残りの9割(8割)を介護保険料と国、県、市の公費(税金)で負担しています。なお、特別な事情もなく長期間介護保険料の滞納があると、介護サービスを受ける費用がいったん全額自己負担になるなど、給付の制限を受ける場合があります。

介護サービスの利用

介護が必要と認定された場合、自宅や施設で次のような介護サービスを受けることができ、原則として費用の1割(2割)が自己負担額となります。なお、利用できる介護サービスの種類や自己負担額等は、要介護区分(要支援1・2、要介護1～5)によって異なります。

〈主な在宅サービス〉

◇訪問介護(ホームヘルプ)

介護福祉士等が自宅を訪問し、排泄、入浴、食事、掃除、洗濯等の介助を行う

◇通所介護(デイサービス)

日帰り介護施設に通い、入浴、食事、排泄等の介助、機能訓練等が受けられる

◇福祉用具購入費の支給(年間10万円を上限)

ポータブルトイレやシャワーチェアなどの福祉用具購入費の9割(8割)が支給される

◇住宅改修費の支給(1人20万円を上限)

在宅生活に支障がないよう、手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修費用の9割(8割)が支給される

◇認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の人が少人数で共同生活をする場です。入浴、食事、排泄等の介助や機能訓練等が受けられる

◇短期入所介護(ショートステイ)

短期間施設に入所し、入浴、食事、排泄等の介助や機能訓練等が受けられる

〈主な施設サービス〉

◇介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ◇介護老人保健施設

◇介護療養型医療施設



介護サービスを利用するには？

介護サービスを利用するには、市が実施する要介護認定を受ける必要があります。認定の申請を希望される場合は、問い合わせ先までご相談ください。